



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 6 号 の 2

平成28年(2016年)12月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて （農業委員会事務局）	3
● 告 示		● 公 営 企 業 公 告	
○市道の区域の変更について (道路管理課)	1	○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止について (企業総務課)	3
○道路の供用の開始について (")	1	○下水道排水設備工事事業者の指定の取消しについて (")	3
● 公 告			
○予防接種を行うことについて (健康政策課)	2		
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	3		

告 示

●金沢市告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年12月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	金石西2丁目線 15号	金石西2丁目 599番 1先から	旧	4.1～4.3	25.1
		金石西2丁目 604番 8先まで	新	5.1～5.2	25.1
一般市道	金石西2丁目線 26号	金石西2丁目 599番 2先から	旧	10.1～17.0	4.0
		金石西2丁目 599番 2先まで	新	10.1～19.2	4.0
一般市道	弓 取 16号 諸江町下丁線 9号	諸江町下丁 345番 4先から	旧	5.3	42.6
		諸江町下丁 345番 8先まで	新	5.6～5.7	42.6

●金沢市告示第328号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年12月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成28年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

路線名	区 間	供用開始日
金石西2丁目線 15号	金石西2丁目 599番 1先から	平成28年12月1日
	金石西2丁目 604番 8先まで	
金石西2丁目線 26号	金石西2丁目 599番 2先から	平成28年12月1日
	金石西2丁目 599番 2先まで	
弓 取 16号 諸江町下丁線 9号	諸江町下丁 345番 4先から	平成28年12月1日
	諸江町下丁 345番 8先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成28年12月1日から 平成29年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 （高齢者がかかるものに限る。）	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成28年12月1日から 平成29年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期的予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別な事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
濱野 良子 河野 達彦 高戸 葉月	独立行政法人 地域医療機能推進機構 金沢病院	金沢市沖町ハ15番地
大島 健史 堀田 祐紀	金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号
青木 剣一郎	青和病院	金沢市大浦町ホ22番地1
中島 祐治	林病院	金沢市本町1丁目2番27号
並木 幹夫	北陸病院	金沢市泉が丘2丁目13番43号
赤澤 純代	久藤総合病院	加賀市大聖寺永町イ17番地
下條 美可	リハビリセンター王山	福井県鯖江市旭町1丁目3番22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成28年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第164号	平成28年 11月22日	準幹線556号 金石・大野線	金沢市金石西1丁目177 番先	金沢市金石西1丁目873 番1先	168.0	8.0~11.6

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成28年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

公 営 企 業 公 告

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により次の指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成28年12月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
159	品川ハイネン株式会社	金沢市佐奇森町口95番地	平成28年11月10日
354	株式会社大海建材	河北郡津幡町字庄ウ24番地	平成28年11月14日
460	水元配管	鳳珠郡能登町字崎山4丁目191番地1	平成28年11月15日
116	有限会社北伸工業	金沢市忠縄町69番地	平成28年11月15日

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第10条第1項の規定により次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成28年12月1日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
85	品川ハイネン株式会社	金沢市佐奇森町口95番地	平成28年11月10日
157	有限会社北伸工業	金沢市忠縄町69番地	平成28年11月15日

平成28年(2016年)12月1日 印刷
平成28年(2016年)12月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄